

# 大室山登山リフト 施設利用約款

池観光開発株式会社

## 第1条（目的）

当約款は、池観光開発株式会社（以下「当社」という）が管理する大室山登山リフト（以下「当施設」という）管理区域内における施設利用者の安全確保と施設の維持向上を目的としています。当約款に定めのない事項及び関係法令の定めに基づくほか、関係法令に定めがない事項については社会通念上の判断に準じます。

## 第2条（告知）

当施設では、利用者の安全を守るために最善の努力をしていますが、利用者の皆様には次に例示するような施設特有の危険があることを事前に理解し、これらの危険を自分の注意により避けるようにしてください。

- ①降雨・濃霧・雷・風・気温など天候に伴う危険
  - ②急斜面・溝・沢など地形に伴う危険
  - ③アーチェリーなどアトラクション等の利用に伴う危険
  - ④野鳥・蛇・ハチ・アブ・ダニ・ムカデ・毛虫・アリなど危険な生物
  - ⑤落石・倒木に伴う危険
  - ⑥草・枝など植物に伴う危険
  - ⑦疲労・飲酒・薬物・体調不良・高所などによる危険
  - ⑧転倒に伴う危険
  - ⑧その他これらに類する危険
- 2 当施設内のチェーン・ロープ等は危険個所存在を示すものであり安全を保証するものではありません。
- 3 第3条及び第4条に従っていただけない方は、当施設の利用をお断りいたします。また、すでにご利用の場合でも、第3条及び第4条に違反する行為が行われ、または行われる恐れがあると認められる場合は、利用中止、乗車券の返却、退場をしていただく場合があります。この場合利用料金等の返金はいたしません。

## 第3条（禁止事項）

当施設利用に関して次のことを禁止いたします。

- ①立入禁止区域へ進入すること
- ②植物の採取・踏みつけまたは土砂の採取・土地の掘削をすること
- ③鉄砲刀剣類、発火または爆発の恐れがあるもの、著しく悪臭を放つもの、騒音を発するもの、その他当施設内またはその周辺において人体、土地、建造物、器物または環境に対し、危険を及

ぼす恐れがあるもの、法令等で禁止されたものの他、当社の判断で禁止するものを持ち込むこと

④施設・ロープ・チェーン・掲示物・標識などを故意に傷つけ、破損させ、または許可なく移動若しくは除去すること

⑤施設の運営やリフト等索道の運行を妨げること

⑥許可なく営業行為を行うこと

⑦野営（キャンプ行為等）をすること

⑧施設内において喫煙も含め火気を使用すること

⑨ドローン・ラジコンヘリ等を使用すること

⑩撮影禁止区域での撮影及び他のお客様のご迷惑につながる撮影を行うこと

⑪他の利用者や自分自身の安全を脅かすこと

⑫ゴミを投棄すること

⑬他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をすること

⑭当社または当施設の従業員に対し暴力的要求行為を行いまたは合理的な範囲を超える負担を求めること

⑮法令等で禁止されていること

#### 第4条（行動規則）

当施設では次の行動規則を守ってご利用をお願いします。

①他人を傷つけたり安全を脅かさないこと

②地形・天候・技能・体調・混雑等の状況に合わせ施設を利用し、いつでも危険を回避できるようにすること

③掲示・表示・放送などの注意を守るとともに係員の指示に従うこと

④事故や遭難等に遭遇した時は救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず氏名、住所及び電話番号を明らかにすること。この場合、当社は当該指名等の情報を当該事故に対する対応に必要な限度で自ら利用し、または関係する官公署、医療機関などに提供します。

#### 第5条（利用者の責任）

当社は、第2条1項の告知、第3条で定める禁止事項または第4条で定める行動規則に違反したことにより発生した事故に対し責任を負いません。また、これらの違反行為により当社に損害または賠償費用が発生した場合、当社はその事故を発生させた利用者に対してこの賠償または発生した費用を請求し、当該利用者はこれを支払う義務を負います。

2 当社は利用者が携帯したものを当施設並びに駐車場における盗難や紛失、毀損等に対し責任を負いません。

3 撮影画像の公開について、撮影を許可していない人が映り込んでいる画像や動画の公開によるトラブルに関し、当社は一切の責任を負いません。

#### 第6条（不可抗力等）

天災、感染症の拡大その他不可抗力に基づく事由による場合、施設利用者の安全が確保できない恐れがある場合、または権限を有する行政機関による協力要請、行政指導、指示または行政処分がなされた場合には、施設及びリフトの一部または全部の営業を休止することがあります。

- 2 風、雨、雪、霧、雷等により安全確保のための施設営業及び索道の運転を中止した場合は、利用料金等の返金は致しません。

#### 第7条（その他）

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成4年3月1日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員並びに反社会团体及び反社会团体員等（暴力団及び過激行動団体等並びにその構成員）は、当施設を利用できません。暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき及び法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるものについても同様とします。

- 2 当該施設の利用者の中に前項に該当する者がいると判明した場合には、直ちに当施設の利用をお断りし、施設外へ退去していただきます。当施設の指示に従っていただけない場合、警察等関係機関に通報いたします。

#### 第8条（利用約款の変更）

当社は以下の場合、当社の判断により利用約款を変更することができます。

- ①利用約款の変更が施設利用者の一般の利益に適合するとき
  - ②利用約款の変更が契約をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容その他の変更に関わる事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 当社は前項による利用約款の変更にあたり、当社ウェブサイトに掲示し通知します。
  - 3 本条による変更後の利用約款の効力発生日以降に施設利用者が当施設を利用した時は、利用約款に同意したものとみなします。

#### 【附則】

令和5年8月26日 制定・施行